# 平成29年度人権教育指導者養成事業
# 教職員研修会

●と　き：平成２９年　８月22日（火）
●ところ：宮城県庁　みやぎ広報室

本研修会は，宮城県内小中学校の教職員を対象とした研修会でした。東北学院大学法学部准教授の三條秀夫先生から『人権教育～学校・教師に期待すること～』と題してお話をいただきました。
日頃，多感な子供たちと向き合い，悩み，頑張っている先生方ですので，受講する姿に意識の高さが伺えました。

**人権教育～学校・教師に期待すること～**　東北学院大学　法学部　准教授　三條　秀夫　氏

### ☆講話の内容

**◎「21世紀は人権の時代」**

〇国際：
・学校を人権教育実践の場
・その大切な役割を果たすのは教師
・人権を通しての教育，人権のための教育
〇我が国
・人権教育＝人権知識の教育

**◎「人間として生きる」ための権利**

〇人間は動物である
・群れ生活によって「生存」を確認
→群れのメンバー　生の保障
→群れからの排斥　死
〇群れ生活から学んだこと
・「良い人」：利他行為のできる人
・「悪い人」：利己的である人
〇群れ生活の生理的遺伝
・安心→正のスパイラル→更に良い行為へ
・不安→負のスパイラル→生きる意欲消失

〇人権＝人間として誇りをもって生きる権利
「私には，誇りを持って生きる権利がある」

**◎「いじめ問題」学校・教師の役割**

〇いじめの実態
・いじめはどの学校，どのクラス，どの子にも
〇いじめは人権問題
・居場所をなくし，生きる意欲を喪失させる
→人権侵害
〇学校・教師の役割
・学校全体で「人権教育」を
・学校は「人権教育の場」でなければならない
→公教育の目的になり得る
〇学校関係者・行政機関の役割
・学校管理者の役割
→子供の人権が守られる学校を
→学校が最も心地よい場に
→教職員の人権を守る
・行政関係者の役割
→環境整備を

## 【参加者からの感想】

〇群れの中で，どう認められるのか，どう認めるのか，どう協力するのか等，「生きる」という営みと自分をしっかり見つめていける「力」を高めるように支援していきたいと思った。いじめにおいて傍観者の指導をどうすればいいのかヒントをもらったような気がします。
〇学校現場を見てみると，「人権教育」の言葉はいきかうが，実際のところ生徒への指導の場には，まだまだ理解されていない感がある。「いじめ問題」でも直接関係があることを考えれば，必要な教育指導でなければならないと感じました。本日の研修会とても勉強になり現場での活用（人権教育）を実践できる環境づくりをしていきたいと思います。
〇「家族」という群れの中で，群れのルール，過ごし方，マナー等を学ぶのだと思います。ここでの学びがしっかりしていれば，次に子どもが所属する「群れ」の中でも，ある程度他を尊重し，受け入れていけると思いますが，それがなされていない今，学校だけでなく「人権」を教えていくことの難しさを感じます。